

対面的対話における確認事項

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	入札説明書	35	別紙2	4		物価変動等による改定	今の世界情勢を鑑みますと、今後物価が大きく変動すると思われまが、物価スライドについてはどのようにお考えでしょうか。	入札公告時に公表した「吉野川市新ごみ処理施設整備・運営事業建設工事請負契約書（案）」に基づき協議します。
2	入札説明書	47	別紙7	3		地域貢献に係る提案等から乖離している場合の措置	「実施計画書と実施報告書」の間に、金額の乖離（ただし、事業者が提案した提案金額を下回る場合に限り。）が生じる場合には、事業者は、その要因が事業者の責に帰すべき事由でないこと」との記載がありますが、地域人材の雇用人数・雇用金額については、募集活動を行っても求人がない場合や個人都合による退職については、事業者の責に帰すべき事由でないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	入札説明書	47	別紙7	3		地域貢献に係る提案等から乖離している場合の措置	「実施計画書と実施報告書」の間に、金額の乖離（ただし、事業者が提案した提案金額を下回る場合に限り。）が生じる場合には、事業者は、その要因が事業者の責に帰すべき事由でないこと」との記載がありますが、想定した薬剤使用量を運営事業者の努力等で低減した場合には事業者の責に帰すべき事由ではないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	要求水準書	9	第1部	第2章	第2節	2.2 主要設備方式 4) 設備方式 (10) 給水設備 ②プラント用水	「将来的に地下水を利用する可能性があるため、必要な設備を設けること。」とありますが、前処理設備を計画するために、井戸工事関連の費用算出に必要なデータをご提示願います。また、関連する費用の計上は、建設費に計上するものと考えてよろしいでしょうか。	現時点で地下水のデータ（水量・水質）はありません。今後、地下水の調査を本市が実施した結果により新ごみ処理施設での使用が想定されることから、予め受入出来るように整備（事業者が建設費で対応）をしてもらうことになります。なお、井戸工事については、調査・工事ともに本市で実施します。
5	要求水準書	8	第1部	第2章	第2節	2.1 処理能力 2) 計画ごみ量	災害廃棄物の搬入について、搬入される災害廃棄物は事前に前処理（分別）され、処理不適物ではない可燃物との理解で宜しいでしょうか。また、災害廃棄物の搬入は貴市の所掌とし、協議などにより災害廃棄物の搬入と人員配置については調整可能と考えてよろしいでしょうか。	敷地内までの搬入、及び基本的な前処理（分別）は本市の範疇とし、その後敷地内の置き場からピットまでの運搬等については業務の範囲とします。ただし、有事の際には想定外のこともあることから、詳細は今後の協議によるものとします。
6	要求水準書	8	第1部	第2章	第2節	2.2 主要設備方式 2) 稼働時間	「1日16時間運転、年間260日稼働（1炉当たり、原則土日を除く）」との記載がありますが、ごみ搬入量の季節変動等も含め、点検整備を考慮した場合、土曜日の稼働の必要があると考えますが、どのようにお考えでしょうか。	安定稼働・施設の長寿命化などを目的とする定期的なメンテナンス、突発的な不具合の発生などによる理由を条件に土曜日の稼働を認めます。なお、予め年間運営計画書を提出し、本市と協議を行うものとします。
7	要求水準書	58	第2部	第2章	第1節	2.3 前処理設備	第1回質問回答（要求水準書）NO.55「前処理設備を設計するにあたり、可燃性粗大ごみの最大寸法をご教示願います。」との質問に対し、「たたみ及びマットレス（スプリング入り）を考慮し、各入札参加者で想定してください。なお、上記以外の可燃性粗大ごみについては、吉野川市リサイクルセンター等で前処理を行うため、原形のまま搬入されることは原則ありません。」との回答でしたが、マットレス（スプリング入り）に関しては、スプリングは主に金属製と思われるがそのまま搬入されるものでしょうか。それとも吉野川市リサイクルセンターで前処理を行い、可燃分のみを焼却施設に搬入されるものでしょうか。	お見込みのとおり、マットレスについては、原形のまま搬入することとして想定してください。なお、マットレス（スプリング入り）については、破砕機に直接投入が可能のようにし、破砕残渣のうち有価物については、本市に引き渡すこととします。ただし、破砕が著しく困難な場合にはその限りではありません。（貯留は事業者にて実施することとします。）また、破砕をするマットレスのサイズは、ダブル程度を想定してください。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
8	要求水準書	58	第2部	第2章	第1節	2.3 前処理設備	第1回質問回答（要求水準書）NO.56「「4」特記事項(6)焼却効率を上げるため、破碎後の粒度を概ね60mm以下とすること。」とありますが、60mmは60cm以下と考えてよろしいでしょうか。また、弊社実績より焼却処理に問題の無い破碎後の粒度(寸法)を提案させていただくことは可能でしょうか。」との質問に対し、「要求水準書のとおりとします。」との回答でしたが、ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017改訂版 P621 7.1.5破碎物の性状「なお、破碎物の破碎寸法は以下に設定するのが一般的である。低速回転破碎机：400mm以下(重量割合で85%以上)、高速回転破碎机：150mm以下(重量割合で85%以上)」と記載がありますので、想定されている破碎机の詳細仕様についてご教示頂けませんでしょうか。もしくは破碎物の粒度に関しては、燃焼効率を保証するメーカー提案とさせていただけないでしょうか。	破碎後の粒度については原則60mm以下としますが、災害廃棄物の受入も想定したうえで安定した焼却処理に問題ない粒度(寸法)を提案していただくことは可能とします。なお、前処理設備については、次に示す要件を考慮した上で選定するものとします。 ○従業員について：安全性(例：停止の状態でも投入できるなど)、作業環境、作業効率に優れているもの ○経済面：省エネ(モーターの省力化)、刃先などの消耗品が部分交換可能であるなど安価なもの ○稼働：安定稼働(不具合、部品交換などによる長期停止がないこと)、災害廃棄物を効率的に処理できることなど ○投入口の幅は2000mm以上とします。
9	要求水準書	106	第2部	第2章	第11節	11.7.1 非常用発電設備	第1回質問回答（要求水準書）No.93「本設備に関して、非常時に加え災害時に機能が発揮できるように計画するように記載がありますが災害時の本施設の活用計画についてご教示願います。」との質問に対し「災害の規模によって対応が変わるため一概に回答することはできませんが、全停電が発生した場合については、ごみ焼却炉の安全停止及びごみの搬入を行うことを計画しています」との回答をいただきましたが本施設が災害時に夜間も含めた避難所等の位置づけとなる計画はないのかご教示願います。	現時点で避難所の指定にはなっていません。しかし、有事の際に市民がやむなく避難した場合は、基本的に本市が対応しますが、運営業者についても補助をお願いすることも想定されるので、その際は柔軟に対応するものとします。なお、有事の際には市の職員が新施設にて待機することが予想されるため、全停電、給水停止などの対応についても可能な限り対応するものとします。
10	様式集 (Word版)					様式第14号-2-2 施設性能とその維持	「●低負荷運転に対する考え方、計画を評価する」とありますが、指定されたごみ質範囲内での低負荷運転を行う方法を評価されるのかそれとも、指定ごみ質範囲外における低負荷運転を評価されるかについてご教示願います。	計画ごみ質における低負荷運転(負荷率を下げての運転)に関してはもちろんのこと、計画ごみ質範囲外における低負荷運転についても評価するものとします。
11	様式集 (Word版)					様式第14号-2-2 施設性能とその維持	「●将来のごみ量の変化に対する設備、運転上の創意工夫について期待する。」とありますが、計画処理量は約10,800tで一定であり、将来のごみ量変化に対する予測値などありましたらご教示願います。	現時点で想定するごみ量は約10,800t(一定)ですが、将来的に変動することが想定されるため、その点を踏まえ提案してください。なお、人口については今後減少することが予想されています。
12	要求水準書	47	第2部	第2章	第1節	1.6 地震及び災害対策 (4)	耐震安全の分類について、構造体Ⅱ類(重要度係数を1.25)、建築非構造部材A類、建築設備甲類の内、建築非構造部材、建築設備については設計水平震度のみを要件とすることと解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書に記載の通り、「建築非構造部材及び建築設備については、設計用水平震度を要件とし、商用電力対策、電力設備信頼性及び通信途絶対策の規定は該当しないこと。」とします。 建築非構造部材及び建築設備の設計方針、設計用標準水平震度等については、「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)」のP38～P46に、若しくは「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準(令和3年度版)」のP41～P51に記載の通りとします。
13	要求水準書	177	第3部	第2章	第2節	2.9 施設運転中の計測管理	「※4 住民説明等において急遽必要になった際に検知管等で追加測定ができるようにすること。」とありますが、排ガス中の水銀測定に関して検知管などで対応できるか分析業者等に問い合わせを行いました。排ガス中の水銀測定は、正確な分析値としては難しいとの回答でしたので、分析業者により公定法の測定と考えてもよろしいでしょうか。	検知管等での追加測定は、あくまでも簡易的な測定のため、公定法での測定は想定しておりません。現時点での状況を定量的に示すことができる一つの方法と考えています。その上で、運営上、或いはその他の理由により公定法での測定が必要になった場合は、別途実施することを想定しています。
14	要求水準書	177	第3部	第2章	第2節	2.10 各種基準値を満足できない場合の対応	「水銀の要監視基準に1時間平均値が左記の基準を超過した場合には、本施設の監視を強化し、改善策を講じる。」とありますが、水銀分析計を設置しない場合には、定期バッチ測定データが要監視基準を超えた際に、本施設の監視を強化し改善策を講じると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
15	要求水準書	実施04-01_造成計画平面図20220312					「実施04-01_造成計画平面図20220312」の施設広場(14,540m ²)の外周部にある排水溝や集水桝が造成地盤と同レベルで整備された場合、本工事で発生する残土は殆ど場内利用が叶わず、外構工事でも殆ど全て鋤取が発生してしまいます。施設広場(14,540m ²)の外周部の排水溝や排水桝は外構工事の範疇としていただけないでしょうか。	排水溝や排水桝は外構工事の範疇とし、本市が発注します。設計は事業者が実施してください。 なお、盛土部分には一部スラグ材を下層部に埋め戻し予定です。
16	要求水準書	22	第2部	第1章	第3節	3.1 工事範囲	第1回質問回答(要求水準書)No.37において「造成工事の完了時期は、令和5年8月を予定しています。」とありますが、建築建屋の建築確認申請のスケジュールから、令和4年10月～令和5年1月までの間に連続して約1.5か月間に追加のボーリング調査が6～10か所程度必要です。作業員の安全を期すため個々のボーリングエリア周囲の造成工事を一次的に中断していただくこと、お願いいたします。	一時的に中断することは、協議ののち可能といたします。
17	要求水準書	2	第1部	第1章	第1節	②建設期間③本施設引き渡し	建設期間のごみの処理について、現時点で考慮する必要がある内容があればご教示願います。	試運転時(時期は不明)においては、本市の全量のごみを処理していただくことになるため、その点を踏まえ設計してください。(試運転時に発生する費用は、建設費で計上してください。)ただし、試運転時における灰の処理は、本市の費用で実施します。 なお、現施設(中央広域環境センター)のごみの最終受入時期が未確定のため、詳細につきましては、今後の協議とします。
18	要求水準書	8	第1部	第2章	第2節	2) 計画ごみ量	ごみの内訳について、現時点で考慮する必要がある内容があればご教示願います。	国の動向や、環境面・経済面を考慮した新たな取り組みにより、ごみの内容、量に変動があること、また、別途分別の必要性が生じることなども運営面で想定してください。 例：プラスチックの処理、布団のリサイクルなど
19	要求水準書	84	第2部	第2章	第8節	8.1焼却コンベヤ 8)特記事項	「焼却灰を灰出装装置前で別途取り出せる構造とすること。」とありますが、現時点で貴市が想定している内容があればご教示願います。	本市では火格子から落ちる灰(落じん灰)を資源化することを予定しています。当該灰については乾式を条件とし、収集方法としては耐熱配管などからドラム缶(資源化業者の手配)での収集となる予定です。運営事業者の業務は、ドラム缶の入れ換え、保管場所までの搬送及び一時貯留、資源化業者引き取りの立会などとなります。ドラム缶は蓋付きで、屋根付きの一定量を保管できる場所が必要となります。なお、運搬費、資源化による収益については市の範疇とします。
20							電気料金、上水道に係る費用などについて、現時点で貴市が想定している内容があればご教示願います。	電気料金については、本市に特化したメニューもあることから、事業者は契約後に本市と協議を行い、採用するメニューを決定することとします。また、上水についても、最終処分場の処理水及び地下水の利用が想定されるため、契約後に協議を行うものとします。
21	要求水準書	20	第2部	第2章	第2節	(2)上水道等	上水道の利用について、現時点で考慮しておいたほうが良い内容があればご教示願います。	隣接する上水道本管は新ごみ処理施設建設地から下流で最終処分場及び、個人(一世帯)が使用しているため、使用にあたっては影響のない計画としてください。なお、当該本管は、貯水タンクから圧送ポンプ設備により供給をしているため注意してください。
22	要求水準書	14	第1部	第2章	第3節	3.5連絡協議会等への参加	連絡協議会等について、現時点での貴市のご意向があればご教示願います。	事業者は、地元自治会からの要望、或いは本市からの要請があった場合は、工事前を含め工事期間中、運営期間中において連絡協議会等(仮称)への参加、及び地元等に対し各種説明を実施することとします。
23	要求水準書	175	第3部	第2章	第2節	本施設の運転に係る計測管理項目	計測管理項目について、現時点で考慮しておいたほうが良い内容があればご教示願います。	騒音、振動、悪臭に関して、敷地境界とは別に本市が指定する箇所での測定を実施してください。(測定回数は同表に記載のとおりとしますが、地元及び本市との協議により変更となる場合があります。)